

# 業務指示書

## キルギス国チュイ州変電所整備計画

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年9月19日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年9月25日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以上の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：変電所建設及び送電線敷設に係るO/D, B/D, D/D, S/V

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／送変電計画（評価対象予定者））】

- 1) 類似業務の経験：送変電計画
- 2) 対象国又は同類似地域：中央アジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 変電設備（評価対象予定者・語学力評価せず）】

- 1) 類似業務の経験：変電設備
- 2) 対象国又は同類似地域：中央アジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 送電設備（評価対象予定者・語学力評価せず）】

- 1) 類似業務の経験：送電設備
- 2) 対象国又は同類似地域：中央アジア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年9月28日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KGS1 = 1.615860 円, US\$1 = 111.403 円, EUR1 = 130.250 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/送変電計画(評価対象予定者)

変電設備(評価対象予定者・語学力評価せず)

送電設備(評価対象予定者・語学力評価せず)

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.50 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年10月11日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL：[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

キルギス国チュイ州変電所整備計画

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括ノ送変電計画（評価対象予定者）	(30.00)	(15.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	3.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(3.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 変電設備（評価対象予定者・語学力評価せず）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 送電設備（評価対象予定者・語学力評価せず）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

キルギス共和国（以下、キルギス国）は、国内の電力設備容量は3,786 MWであり、可能出力3,238 MWの約9割を国内南部地域で発電された水力発電に依存している。南部で発電された電力は旧ソ連時代に構築された送電網を通じてウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国を經由して当国で最も電力を消費する首都ビシュケク市へ送電されていたが、2015年に国内を通る基幹送電線が整備されたことにより、南部からビシュケクまでの送電について、近隣国を經由する電力供給依存から脱却を図ることが可能となった。一方、ビシュケク市内向けの電力供給においては、チュイ州にあるアラ・アルチャ変電所及びグラブナヤ変電所（いずれも220/110/10 kV）が主要な役割を果たしているが、そのうちグラブナヤ変電所は1960年代に建設されたもので老朽化が進んでおり、ビシュケク市の電力需要を満たす電力供給に支障をきたしている。さらに、電力需要の増加に伴い変圧器の過負荷状態が続いている。世界銀行のDoing Business（2016年）によると、「電力の確保」において当国は189か国中160位に位置する等、電力不足は大きなビジネス阻害要因となっている。

かかる状況を受け、当国政府は「国家持続的開発戦略2013 - 2017」におけるエネルギーセクターの方向性として、エネルギー安全保障の確立及び輸出ポテンシャルの開発を掲げており、具体的な目標として、主に国内需要家向けの電力供給の信頼性の確保、テクニカルロス及びノンテクニカルロス削減目標の達成等を掲げている。さらに、現在策定中の中長期的な電力分野における開発戦略である「Concept of Development of the Fuel and Energy Complex of the Kyrgyz Republic for 2017 - 2020」では「チュイ州変電所整備計画」（以下、「本事業」という。）の必要性について言及されている。チュイ州の変電所施設及び送電線の整備を通じて、電力の安定供給を図ることを目的とする本事業は、当国の政策に合致し、これを具現化するものとして位置付けられている。

また、我が国は対キルギス国国別開発協力方針（2012年12月）において「民主主義の定義を後押しする持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を基本方針として位置付けている。また、対キルギス共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年11月）においては、企業経営者にとって電力不足は最大のビジネス阻害要因の一つであることから、電力インフラの整備を通じたビジネス環境改善を支援対象として検討することとしている。変電所及び送電線の整備を通じて電力供給の安定化を図り、ビジネス環境の整備を行う本事業は、我が国及び JICA の協力方針・分析に合致する。JICA は、当国のエネルギーセクターに対し、課題別研修「中央アジア・コーカサス地域電力セクター開発」（2006～2008年）、

「中央アジア地域電力セクター開発」（2010年）等の支援を実施している。

上記状況を踏まえ、キルギス国政府は、電力供給の安定化を目的とした無償資金協力「チュイ州変電所整備計画」に係る支援を日本国政府に対し正式要請書提出の意向を示した。

キルギス国電力セクター向け無償資金協力は、JICAにとって初めての対応となることから、JICAはより具体的な要請内容の確認を行いつつ、正式要請書発出を促すための事前調査を実施し、実施機関と予備的な協議を行い、要請内容をビシュケク市及び周辺地域の基幹送変電設備の整備（変電所及び送電線の新設）とすることで合意した。

これら一連の経緯を踏まえ、JICAは関連情報を収集し、本業務を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認するとともに、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト目標：

ビシュケク市及び近郊において送変電設備を整備・拡充し、増大する電力需要に対応するとともに、電力供給に係る安定性・効率性を改善する。

### (2) プロジェクトの成果：

ビシュケク市及び近郊において、送変電設備の整備・拡充が行われる。

### (3) プロジェクトの概要：

現時点で合意しているコンポーネントは、220 kV 変圧器（125 MVA、2 台）、220 kV・2 回線送電線の建設（フルンゼ（Frunze） - ケミン（Kemin）間の 220 kV 送電線に接続する送電線：約 20 km）および 220 kV/110 kV/35 (10) kV ウチュクンサイトに変電所の建設（新しく郊外に広がる配電線は、35 kV、市内は 10 kV）。

### (4) 対象地域（サイト）

キルギス共和国 ビシュケク市及び近郊（変電所建設はウチュクン地域）

### (5) 関係官庁・機関

責任官庁： 国家産業・エネルギー・地下資源委員会（State Committee for Industry, Energy and Subsoil Use: SCIESU）

実施機関： キルギス共和国送電会社（National Electricity Grid of Kyrgyz Republic: NEGK）

## 3. 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等整備方式（旧一般プロジェクト無償））の活用を前提として、本調査にて、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最

適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

本業務は、キルギス国政府から要請のあった「チュイ州変電所及び送電線整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがキルギス国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 本プロジェクト内容の確認

要請書取り付け未了のため、要請書取り付け後、要請内容が2. プロジェクトの概要と相違ないことを確認する。要請書取り付け未了の場合、協議の結果、実施内容を対象と変更する。

##### (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査を2回予定している。ただし、現地では、冬季に降雪のため現場調査の中断を余儀なくされる期間が発生する可能性があることから、調査工程上、最適な現地調査実施体制を検討し提案すること。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

##### (3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

##### 1) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基

に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 既存資料の活用

本プロジェクトの必要性・妥当性の検証等に当たっては、JICAが2017年4月に実施した現地調査の情報及び過去に実施した関連案件の調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。

(5) 対象コンポーネントの検討

本事業の対象コンポーネントについて、事業効果や既存計画との整合性の観点から本調査において優先順位付けを行った上で、選定スコープに対する概略設計・積算を行う。

(6) 電力セクターの現状を踏まえた技術的検討

1) 機材の仕様

キルギスにおいては、適用基準がロシア国家標準規格であるGOSTであるが、技術仕様の検討にあたっては、GOSTのみならず、IEC等の国際規格及びJEC等の適用も可とすることで、日本国内メーカーの参入が推進されるよう留意する。

また、本事業の全体費用を考慮し、機材の選定においては当地の標準的な仕様を検討し、本邦企業と海外JV等を積極的に検討する。

2) 系統解析

近年、ビシュケク市周辺における電力需要の増加に伴い、各変電所における短絡電流値が増大する方向にある。よって、変電所における短絡電流がさらに大きくなることも想定し、遮断器等主要機材の短絡容量を設定する。また、本調査では系統解析によって必要と判断された場合には適切な力率改善設備の導入も計画すること。

3) 保護協調

キルギスにおける変電所においては、新旧の保護システム（ロシア及び中国製）が混在している。本調査では、計画対象変電所のみならず、必要に応じて上位もしくは下位変電所との適切な保護協調を計画する。

#### 4) 拡張性の確保

今回 計画されているウチュクン変電所は、既存グラブナヤ変電所の役割を引き継ぐことを目的としていることから、基幹変電所としての拡張性を考慮すること。

#### 5) 環境社会配慮

本件実施に際しては、既に変電所の新設及び送電線の敷設に伴う非自発的住民移転が最小限になるようキルギス国側が調整しているため、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン)上、カテゴリBと位置づけられる。従って、本調査ではJICA環境ガイドラインに準拠し、適切な環境社会配慮がはかれる事業計画を立案する。また、EIAの実施の要否を確認するとともに、キルギス国側により円滑な用地確保とスケジュールを確認すること。

### 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

#### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

#### (3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認

1) 要請内容の範囲、内容等について先方の意向を確認する。

2) 「国家エネルギー政策」「電力開発マスタープラン」等の関連上位政策、計画、プログラムの内容を確認し、キルギス国の電力セクターの上位計画及び本プロジェクトの位置づけについて確認する。

3) 本プロジェクトの内容を無償資金協力で実施するにあたっての妥当性、必要性、緊急性を検証・分析する。

- 4) 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特にロシア、中国、世界銀行、アジア開発銀行等が支援している電力セクターに係る支援実施状況、今後の予定について確認し、本事業との重複を回避する。
- (4) プロジェクトの実施体制の確認
- 1) 実施機関のプロジェクト実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
  - 2) 既存変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するとともに、設備台帳、スペアパーツ・消耗品の調達状況など、技術支援検討の基礎材料となる現状の問題点を整理する。
  - 3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。
- (5) サイト状況（自然条件等）調査
- 本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を実施し、施設計画、施工計画に反映させる。また、現地再委託にて実施することも可とする。
- 1) 送電線ルート調査：約 20 km 全線を対象とし、現地踏査を踏まえてルート及び鉄塔位置を決定する。
  - 2) 測量調査：変電所用地及び送電線敷設ルート予定地周辺地域を対象
  - 3) 地質調査：変電所用地及び送電鉄塔位置を対象（フルンゼ - ケミン間 220 kV 送電線の分岐鉄塔より変電所間約 20 km）
    - ・ ポーリング調査
    - ・ 標準貫入試験
    - ・ 室内試験等
- 具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙「自然条件調査仕様」を参照の上、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。
- (6) プロジェクト内容の計画策定
- 上記調査及び機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。
- なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確

認をとることとする。

#### 1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。また、潮流計算等の系統解析を通して、ビシュケク市内の系統への影響も見極めたうえで、無償資金協力対象候補コンポーネント優先順位づけを検討する。

また、キルギス側負担事項である変電所用地については、用地の横に水路があることから造成時の盛り土の要否について確認すること。

#### 2) 基本設計（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

##### 【技術的検討ポイント】

- ・ 変電所新設に際し使用可能なサイトを確定する。
- ・ 建屋については、機材計画に基づき、変電施設等の運転・管理に最低限必要な機能・面積を検討し、その上で、適切な規模で計画する。また、基幹変電所としての将来の拡張も考慮すること。
- ・ 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。
- ・ 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。
- ・ 寒冷地での変電所建設及び送電線建設となるため、被氷に関する対応を考慮すること。

#### 3) 概略設計図

#### 4) 施工・据付計画

- ・ 施工・据付方針
- ・ 施工・据付上の留意事項
- ・ 施工・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・据付監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

### (7) 環境社会配慮

#### 1) 主要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の

## 作成

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。なお、主な調査項目は以下のとおり。

- ・ ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）の確認
- ・ 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ① 環境社会配慮（環境影響評価、非自発的住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ② JICA環境ガイドラインとの整合性
  - ③ 関係機関の役割
- ・ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ・ 影響の予測
- ・ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ・ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ・ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）の検討
- ・ ステークホルダーミーティング開催の要否を確認し、開催が求められる場合には、ステークホルダーミーティングの開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）を行う。

## 2) 簡易住民移転計画案の作成

本事業の実施により非自発的住民移転が発生する場合は、JICA 環境ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成支援を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下の通り。また、簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構に提出する。

- ・ 用地取得・住民移転の必要性
- ・ 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ・ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結

果

- ・ 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- ・ 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ・ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ・ 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- ・ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務
- ・ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ・ 費用と財源
- ・ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ・ 初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

以上の業務を行う。また、現地再委託にて実施することも可とする。

#### (8) 相手国負担事項

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないように留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。また、無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

#### (9) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対してOCAJI等を通じてヒヤリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報はキルギス事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でキルギス事務所と協議し、キルギス事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ずキルギス事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、成果品として提出する。

#### (10) プロジェクトの維持管理計画

キルギス国側が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

#### (11) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、機材については、入札に対応できる精度とする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編・機材編を参照して

積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費及び内訳）
- ・ 概略の仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

- ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ. 工事量変動にかかるリスク
- ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ. 治安状況にかかるリスク

(12) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(13) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(14) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標の候補として、①裨益対象世帯・施設数、②設備容量、③停電時間・頻度、④電圧降下、⑤供給電力量、⑥電力損失等を想定している。

#### (15) 対象候補コンポーネントの優先順位づけ

対象コンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにキルギス国側との調整を行う。また、全地域の系統システム容量を調査し、配電フィーダーの可能性について(予算の関係上)検討すること。

- ・ 各地域における需要予測の再確認と各コンポーネントの裨益効果
- ・ 他援助国・援助機関(ロシア、中国、世界銀行、アジア開発銀行等)による支援計画との整合性
- ・ 各コンポーネントの事業費
- ・ 系統安定化への貢献度

#### (16) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について機構と協議する。

#### (17) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

なお、会議室の手配については、JICAが調整を行う。

#### (18) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をキルギス国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(19) 準備調査報告書等の作成

キルギス国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、

7. 成果品に記載の成果品を作成する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(11)を成果品とする。

- (1) 業務計画書：和文 3 部
- (2) インセプション・レポート：露文 3 部
- (3) 現地調査結果概要：和文 5 部
- (4) 準備調査報告書(案)：和文 5 部 露文 5 部
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書：和文 2 部
- (6) 機材仕様書：和文 2 部 露文 2 部
- (7) 概要資料：和文 1 部及び CD-R 2 枚  
(※設計図及び完成予想図)
- (8) 準備調査報告書：和文(製本版) 8 部及び CD-R 2 枚  
(※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む)  
：露文(製本版) 8 部及び CD-R 3 枚  
：和文(簡易製本版) 2 部及び CD-R 1 枚
- (9) デジタル画像集：CD-R 2 枚(デジタル画像 40 枚程度)
- (10) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版：露文 3 部
- (11) 免税情報シート：和文 2 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル(施行版)」の補完編・機材編を、その他については「無償資金協力の係る報告書等作成のためのガイドライン(2015 年 4 月改訂版)」を参照する。

注 3) 準備調査報告書(和文：製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文：簡易製本版)を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(最新版)」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## 第2 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

2018年11月下旬より第1次現地調査を行い、現地調査序盤において事業規模を特定すること。その後、国内解析（積算審査に必要な期間含む）を行い、2019年11月中旬に第2次現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2020年2月15日までに概要資料、2020年5月30日までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：約 23.30 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は下記のとおり想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、担当分野の変更、統合、分割がある場合、理由を付して、プロポーザルで提案すること。

- 1) 業務主任/送変電計画（2号）（評価対象予定者）
- 2) 変電設備（3号）（評価対象予定者）
- 3) 送電設備（3号）（評価対象予定者）
- 4) 系統解析/保護制御（3号）
- 5) 調達計画/積算（3号）
- 6) 施工計画/積算（4号）
- 7) 施設設計（4号）
- 8) 環境社会配慮（4号）
- 9) 自然条件調査（測量・地質）/業務調整（4号）

### 3. 配布資料、公開資料

配布資料：

キルギス国送電変電等の新規無償資金協力に係る情報収集調査報告書

### 4. JICAからの参加団員

第一次及び第二次現地調査にはJICAからの調査団参加を予定している（各8～10日を目途）。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

(1) 第一次現地調査

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二次現地調査

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツ

を取りまとめる。

## 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) 送電線ルート調査及び地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 環境社会配慮

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

## 6. その他の留意事項

- (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

- (2) 業務主任の同行

現地調査に関し、業務主任は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮した調査工程とする。

- (3) 通訳の備上

現地調査にあたり、ロシア語通訳が必要な場合、2名（日/露、英/露）の備上を認める。1名は日本から同行する通訳（日/露）、もう1名は現地雇用通訳（日あるいは英/露）とする。

- (4) 安全管理

キルギス国ビシュケク市の治安は比較的安定しているが、JICAキルギス事務所との連携を密にし、通信手段の確保等安全確保には最大限の注意を払う。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA キルギス事務所、在キルギス日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、渡航にあたっては、渡航者全員について、たびレジに登録し、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

#### 【施工中の安全対策】

施工時の安全対策上においては、相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、キルギス国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

#### (5) 現地渡航

東京—ソウル—アルマトィ（カザフスタン）—ビシュケクを基本とする。

以 上

キルギス共和国「チュイ州変電所整備計画」準備調査  
自然条件調査仕様書（案）

## 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、自然条件調査の実施が必要であると判断した場合は、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

## 2. 調査項目

### (1) 送電線ルート調査及び地形測量

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：ビシュケク市変電所敷地 1 カ所（ウチュクンサイト）および 220kV 送電線ルート

調査方法：縦断測量及び平面測量（送電ルート全体）、平板測量（変電所のみ）、縦横断測量（鉄塔建設位置のみ）

実施方法：現地再委託

成果品：変電所敷地図、送電線縦断測量図、送電線ルート平面図、鉄塔敷地縦横断図

### (2) 地質調査

調査目的：機材・施設の設置計画に必要な地質の情報を把握する。

調査位置：ウチュクン変電所敷地 2 カ所（建屋、変電変圧器設置予定地）及び送電線新設（フルンゼ - ケミン間 220kV 送電線の分岐鉄塔より変電所間約 20 km）でポーリング 15 箇所程度（分岐鉄塔、角度鉄塔（軽角度は除く）、引

留鉄塔位置は必須とし、別途現地にて必要と判断した鉄塔位置)

調査内容：ボーリング調査（深さ：変電所位置 20 m, 送電鉄塔位置 10 m を  
想定）、標準貫入試験、室内試験等

実施方法：現地再委託

成果品：地質調査報告書

以上

(別紙)

① 本案件は、本見積もりに旅費（航空賃）を計上して下さい。

なお、契約締結以降、以下の点につき、留意して下さい。

(ア)内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えないのであれば、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能です（フライトクラスは変更不可）。その場合、打合簿で確認します。

(イ)旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用を認めます。打合簿で確認します。

(ウ)変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、内訳書に記載の、各団員のフライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認めます。

(エ)精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理としますので、経理処理ガイドラインに沿って下さい。

(オ)ただし、経理処理ガイドライン14項の「(5) 契約履行期間中の留意事項」は適用対象外になります（現地購入等は可能ですが、フライトクラスは変更できません）。そのため、見積に関しては、日程変更、価格変動等のリスクを考慮する様にして下さい。

(カ)なお、予め打合簿で認められた場合を除き、約款第14条第5項1号に規定する精算の適用除外になります。契約金額を上回る旅費（航空賃）の精算はできないことに留意下さい。

② 業務実施契約約款第16条に規定する前払金については、契約交渉における合意に基づき、同条に定める限度額の範囲内で、初年度における請求金額が制限されることがあります。

以上

